

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- | | |
|--|------|
| ○ 廃棄物に起因する生活保全上の支障が生ずるおそれのある区域の指定
（2件）【環境局循環社会推進部施設課】 | 3079 |
| ○ 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 | 3082 |

北九州市告示第419号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次の土地を廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活保全上の支障が生ずるおそれのある区域に指定する。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の18に規定する指定区域台帳は北九州市環境局循環社会推進部施設課に備え付ける。

平成24年11月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定区域の所在地

北九州市門司区新門司北二丁目6番1号、6番2号、6番3号及び6番4号

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第2号に掲げる埋立地

北九州市告示第420号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次の土地を廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活保全上の支障が生ずるおそれのある区域に指定する。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の18に規定する指定区域台帳は北九州市環境局循環社会推進部施設課に備え付ける。

平成24年11月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定区域の所在地

北九州市若松区響町二丁目

次の図面のとおり

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地

指定区域を明らかにした平面図

図2



座標

No.	X	Y
405	104323.497	-18333.880
411	104323.497	-19283.818
82	104323.204	-19333.478
83	103715.971	-19333.478
86	103571.180	-19333.344

北九州市告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年11月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3264	伊川1 22号 線	北九州市門司区大字伊川31 1番1から 北九州市門司区大字伊川31 1番1まで	6.5	81.0